

令和8年8月1日から

高額療養費制度の料金が変更されます

医療費用は「限度額適用認定証」を入通院した月内に手続き・提示いただくことで、1ヶ月の窓口負担額が自己負担限度額までになります。

※食事の負担額や個室代の費用は対象外

●マイナンバーカードをお持ちであれば、窓口で限度額情報の確認が可能です！
ぜひマイナ保険証をご利用ください。

70歳以上の方					
被保険者の 所得区分	自己負担上限額				
	個人ごと（外来）		世帯ごと（入院を含む）		
	月額上限	年間上限※2	月額上限	年間上限※2	多数該当※1
現役並所得者Ⅲ 83万円以上	—	—	270,300円+(総医療費 - 901,000円)× 1%	1,680,000円	140,100円
現役並所得者Ⅱ 53～79万円	—	—	179,100円+(総医療費 - 597,000円)× 1%	1,110,000円	93,000円
現役並所得者Ⅰ 28～50万円	—	—	85,800円+(総医療費 - 286,000円)×1%	530,000円	44,400円
一般 26万円以下	22,000円	216,000円	61,500円	530,000円	44,400円
低所得者Ⅱ 住民税非課税	11,000円	96,000円	25,700円	290,000円	24,600円
低所得者Ⅰ 住民税非課税	8,000円	—	15,700円	180,000円	—

総医療費：保険適用される診療費用の総額（10割）

※1 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、自己負担上限額が下がります。

※2 年間上限額は毎年8月から翌年7月までの12か月の合計を対象とします。